（標準的な官職を定める省令の一部改正）

第六条　標準的な官職を定める省令（平成二十六年防衛省令第九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し、又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し、又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

自衛隊法第三十条の二第二項に規定する防衛省令で定める標準的な官職は、次の表の第一欄に掲げる職務の種類及び同表の第二欄に掲げる部局又は機関等に存する同表の第三欄に掲げる職制上の段階に応じ、それぞれ同表の第四欄に掲げるとおりとする。			
職務の種類	部局又は機関等	職制上の段階	標準的な官職
一　二の項から十一の項までに掲げる職務以外の職務	［略］	［略］	
九　自衛艦隊司令部、護衛艦隊司令部、航空集団司令部、潜水艦隊司令部、掃海隊群司令部、護衛隊群司令部、海上訓練指導隊群司令部、航空群司令部、潜水隊群司令部、艦隊情報群司令部、海洋業務・対潜支援群司令部、開発隊群司令部、教育航空集団司令部、教育航空群司令部、練習艦隊司令部及び通信隊群司令部	［略］		
［略］			
十八　自衛隊情報保全隊及び自衛隊サイバー防衛隊	［略］	七十の二　この項第二欄第十八号に掲げる部局又は機関等（以下この項において「自衛隊情報保全隊等」という。）の長又は自衛隊情報保全隊等に置かれる部隊の長の指揮監督を受け、専門的事務を処理し、次号に規定する官職のつかさどる事務を整理する官職の属する職制上の段階	

改正前

自衛隊法第三十条の二第二項に規定する防衛省令で定める標準的な官職は、次の表の第一欄に掲げる職務の種類及び同表の第二欄に掲げる部局又は機関等に存する同表の第三欄に掲げる職制上の段階に応じ、それぞれ同表の第四欄に掲げるとおりとする。			
職務の種類	部局又は機関等	職制上の段階	標準的な官職
一　二の項から十一の項までに掲げる職務以外の職務	［同上］	［同上］	
九　自衛艦隊司令部、護衛艦隊司令部、航空集団司令部、潜水艦隊司令部、掃海群司令部、護衛隊群司令部、海上訓練指導隊群司令部、航空群司令部、潜水隊群司令部、艦隊情報群司令部、海洋業務・対潜支援群司令部、開発隊群司令部、教育航空集団司令部、教育航空群司令部、練習艦隊司令部及び通信隊群司令部	［同上］		
［同上］			
十八　自衛隊サイバー防衛隊	［同上］	七十の二　自衛隊サイバー防衛隊に置かれる部隊の長の指揮監督を受け、専門的事務を処理し、次号に規定する官職のつかさどる事務を整理する官職の属する職制上の段階	